

第三百三十一回国会 衆議院 世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会議録 第十号

平成六年十二月一日(木曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 佐藤 孝行君

理事 越智 伊平君

理事 田中 直紀君

理事 小平 忠正君

理事 日笠 勝之君

理事 辻 一彦君

理事 逢沢 一郎君

理事 片岡 武司君

理事 久間 章生君

理事 小杉 隆君

理事 塩崎 恭久君

理事 長勢 甚遠君

理事 二田 孝治君

理事 松下 忠洋君

理事 井奥 貞雄君

理事 今津 寛君

理事 倉田 栄喜君

理事 古賀 正浩君

理事 鮫島 宗明君

理事 千葉 国男君

理事 平田 米男君

理事 矢上 雅義君

理事 秋葉 忠利君

理事 鉢呂 吉雄君

理事 和田 貞夫君

理事 前原 誠司君

理事 松本 善明君

出席國務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君

外務大臣 河野 洋平君

大蔵大臣 武村 正義君

文部大臣 与謝野 馨君

理事 川崎 二郎君

理事 中川 昭一君

理事 畑 英次郎君

理事 伊藤 茂君

赤城 徳彦君

岸本 光造君

栗原 博久君

齊藤斗志二君

七条 明君

福田 康夫君

松岡 利勝君

御法川英文君

石破 茂君

大石 正光君

木幡 弘道君

坂本 剛二君

田名部匡省君

仲村 正治君

松田 岩夫君

吉田 治君

永井 哲男君

横光 克彦君

錦織 淳君

藤田 スミ君

遠藤 利明君

出席政府委員

農林水産大臣 大河原太一郎君

通商産業大臣 橋本龍太郎君

自治大臣 野中 広務君

総務庁長官官房 菊池 光興君

審議官 土志田征一君

経済企画庁総合 谷内正太郎君

計画局長 林 陽君

外務大臣官房外 川島 裕君

務参事官 原口 幸市君

外務省経済局長 折田 正樹君

外務省条約局長 中島 義雄君

大蔵省主計局次 鏡味 徳房君

長 小林 敬治君

大蔵省関税局長 高橋 政行君

文部省体育局長 東 久雄君

農林水産大臣官 入澤 肇君

房長 日出 英輔君

農林水産省経済 上野 博史君

局長 坂本 吉弘君

農林水産省農畜 遠藤 安彦君

改善局長 安彦君

食糧庁長官 野村 忠清君

通商産業省通商 中川 浩扶君

政策局長 室長

自治省財政局長 室長

委員外の出席者

外務委員会調査 室長

大蔵委員会調査 室長

農林水産大臣 長谷川善一君

農林水産委員会 黒木 敏郎君

調査室長 石黒 正大君

商工委員会調査 室長

委員の異動

十二月一日

辞任

栗原 博久君

遠藤 乙彦君

田名部匡省君

山本 拓君

同日

辞任

長勢 甚遠君

石破 茂君

倉田 栄喜君

矢上 雅義君

補欠選任

長勢 甚遠君

倉田 栄喜君

石破 茂君

矢上 雅義君

補欠選任

栗原 博久君

田名部匡省君

遠藤 乙彦君

山本 拓君

本日の会議に付した案件

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結

について承認を求めるの件(条約第一号)

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作

権法の特例に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第一二号)

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を

改正する法律案(内閣提出第一二二号)

蘭系価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団

法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一四号)

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

一五号)

関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提

出第一六号)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案

(内閣提出第一七号)

○佐藤委員長 ただいまより会議を開きます。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結

について承認を求めるの件、著作権法及び万国著

作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法

律の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補

給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、蘭系

価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一

部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を

改正する法律案、特許法等の一部を改正する法律

案、関税率法等の一部を改正する法律案及び主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案の各

案件を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許し

ます。最初に、小平忠正君。

○小平委員 おはようございます。

いよいよきょうで当委員会がスタートしまして

から十日目といいますが、公聴会まで入れますと

十一回目になります。連日、総理大臣には初日

と二日目、きょうで三回目ですが、本日に御苦労

さんでございます。また関係大臣の皆さんにも連

日お疲れさまでございました。いよいよきょうが

採決を前にして最後の委員会でございますので、私

から、今までの幾つかの問題点等々含めて、許さ

れた時間、質問をさせていただきます。

まず最初に、総理、この問題はまだ総理も御記

憶に鮮明に残っておられると思えますけれども、

当時社会党、今も委員長ではあられますけれど

も、明け方までかかって大激論、まさしく党内的

にも大変な修羅場を経てああいう苦渋の選択をさ

れた。そのことは御記憶にまだ生々しく残ってい

ると思ひます。私も当時、私は民社党ですが、その党内にあつてこの問題に対して大変苦慮いたしました。しかし、大勢としては、我が国は国際社会で貿易立国としてこのことを受け入れなければ孤立をしてしまふ、したがつて、我が国の利益、權益を守るために、言うならば避けて通れない道である、そういう御意見が大勢を占めまして苦渋の選択を強いられた、こういうこと、これは御同感であられると思ひます。

その結果は、これは間違いなく農業界に大変なる影響、迷惑をかけることになる、したがつて、最小限この影響を食いとめるためにラウンド後の万全の対策を講じる、これが有意味では前提の条件でした。私もはそのことを肝に銘じながら、関係者には、今こういうラウンドの受諾という選択をせざるを得ない、しかしこの後のことはしっかりと取り組んでいくからよろしく御理解をいただきます、そのことを涙ながらに農民に向かつて御理解をいただいてまいりました。そのことについては私が今ここで御質問しなくても御同感であると思ひます。

そういう中で、今日まで十回の質疑を通じて同僚議員からも入れかわり立ちかわり、言うならばこの国内対策六兆百億円という対策費が別枠か否かということについて、大変な時間を要しながら入れかわり立ちかわり質問いたしました。そのこととはなせかという、政府の明快な御答弁がいただけなかったから、だから、繰り返しになりましてけれども、何度も何度も執拗に質問したわけでありました。しかし、昨日まで各大臣含めて微妙な御発言のずれもあり、まだまだ今の段階でも私は納得いたしておりません。

したがつて、きょうは最高指揮官の総理大臣閣下がお出ましますから、ぜひこの場で、政府の統一見解的な意味において、私どもが要求してまいりましたこの六兆百億円、これについてはどう総理としてお答えいただけるのか、まずそのことをお伺いさせていただきます。

○村山内閣総理大臣 ウルグアイ・ラウンド調停

案を受け入れるかどうかという経過の中では、今委員から御指摘がございましたように、それぞれ各党とも、これは社会党もそうですが、真剣な議論を踏まえて、これからの農業はどうなるのかといったような問題も含めて苦渋の選択をされて、日本の国、経済全体の立場に立って一応やむを得ないという形で受け入れたことは、もう今御指摘のあつたとおりであります。それだけに、これからの農業をどうするかということは真剣にお互いに検討しなきゃならぬ課題であるというふうな受けとめておられることだけは申し上げておきたいと思ひます。

その上に立つて、今御質問のございました六兆百億円の位置づけの問題についてであります。きょうは言われまますように最終日ですから、これまでの答弁を改めて整理をして申し上げておきたいと思ひます。

今回の対策につきましましては、六年間の新しい事業として六兆百億円の事業を講ずる旨を政府・与党が責任を持って決定したものでございます。これについては、各年度の予算編成過程で検討の上きちんと対処する考えでございます。

また、従来の農林水産予算につきましましては、これに支障を来さないよう配慮されることとなつておりまして、他の予算同様、予算編成過程で総合的に検討されるものでございますが、従来の農林水産予算を、ただいま申し上げましたとおり、新しい事業の財源を捻出するために削減、抑制するようなことは考えていないということだけは申し上げておきたいと思ひます。

○小平委員 今の総理の御答弁は、初日、二日目と総理が同僚議員からの質問に対して御答弁された、あのときは、別枠でないというそういう御答弁もありましたけれども、その後今日までのこの委員会の質疑の経緯を踏まえて、そして政府の統一見解として今の御答弁があつた、そのように理解してよろしいですか。

をされてきた、その答弁を整理をして、このとおりにやりますということをお願いしたわけでございます。○小平委員 なぜ私がこれについて重ねて、かぶせてお聞きするかどうかということは、これは非常に大事なことでありまして、このことがこの委員会でも整理をされなければ、この後年末に控える予算編成、このことにもつながつてきますし、また、この六年間というスパンの中でこの対策がしっかりと講じられていかなければ、言うならば、国会は、政府は国民に対してうそをついた、こうなります。したがつて私は、繰り返してお聞きしたのはその意味においてであります。なぜならば、今私どもがこの立場に立つて関係者に話をすると、相手の農民の皆さんは不信感いっぱいで見詰めております。それは与野党関係なしであります。これは与野党の皆さんも同じだと思ひます。非常に今厳しい大変な立場に置かれておられる。したがつて、このところを明確にしておかなければならない。そうしなければ政治の信頼が完全に失われてしまふ。私は、政治に信頼がなくなれば、それはもう政治ではございせん。言うならば、信頼というものは政治の要諦だと思ひます。そういう意味において大事なポイントですから、重ねてお聞きしたのであります。したがつて、今総理の御答弁の一番最初に、今までの答弁を改めて整理をして御答弁いただけると、そうありました。したがつて、政府の統一見解としてよろしいのですか、こうお聞きしたのであります。それよろしいのですか。

○村山内閣総理大臣 先ほど来、ウルグアイ・ラウンド受け入れに對する経過、あるいはまたこの委員会でも踏まえて御審議をいただきました御審議の状況等も踏まえて、最終的に整理をして、政府の考えはこうですということをお願いしたのであります。それと併せて御理解を賜りたいと思ひます。○小平委員 いや、私は、そうでなくて、統一見解でいいかとお聞きしているのです。そこは大事なポイントですよ。○村山内閣総理大臣 いや、ですから、私は総理大臣、最高責任者として御答弁申し上げておりますから、そのとおりに御理解をいただければそれで結構です。これは政府の答弁だということふうな御理解を賜りたいと思ひます。○小平委員 回りくどい言い方はやめてください。これは政府の統一見解だと、そのことがなければ先に進めませんよ。○村山内閣総理大臣 統一見解という言い方が必要であるかどうかということは、これは、そう言え、統一見解でございませうと申しても結構ですけれども、これは政府を代表しての答弁ですから、そのように御理解を賜りたいと言つておられるのです。○小平委員 今求められていることは、簡潔に、明快に、一國の最高責任者、総理大臣が、今までの一連の質疑を通じて、このことが、今冒頭総理は言われました、今までの答弁を改めて整理して申し上げると、関係の皆さんの今までの御答弁を踏まえて結論として申し上げると、ということでは政府の統一見解だと、そのことをはっきりと明言していただきたい。○村山内閣総理大臣 今まで答弁をしてまいりまして、例えば、総理と農林大臣の答弁が食い違つておられるとか、あるいは関係の各答弁が食い違つておられるとか、皆さん方から、はっきり統一見解を求めるといふ形で統一見解を求められた場合もあります。そういう場合には、これが政府の統一見解ですと、こういうふうな申し上げておられますけれども、まあ、若干のニュアンスの違いはあつたけれども、まあ、若干のニュアンスの違いはあつたけれども、大きな違いはないわけですから、これにそれほどの大きな違いはないわけですから、ただ、いろいろ言い方に若干のニュアンスの違いもある、この際整理をしてしっかりと答弁をしてほしいと、こういう皆さんの要望だと思ひましたから、これは整理をして政府の見解として申し上げましたと、こう言つておられるわけですから、

そのように御理解をいただきたいと思うんです。これをあえて統一見解かと思われるれば、政府の統一見解で結構ですと、こういうふうにお申し上げます。

○小平委員 これは委員長にも確認いたしますけれども、今、総理が最後に、あえて政府の統一見解だと問われれば、そうだと答えておられます。ということは、私はこれは政府の統一見解だと、そういうふうにお理解してよろしいですか。

これは、委員長、そのように私は理解していいというふうには、この委員会の委員長としてこのこととはどうされますか、それでよろしいですか。

○佐藤委員長 総理の最後の、統一見解として理解して結構ですという言葉をそのとおり尊重したいと思っております。

○小平委員 それでは、総理が政府を代表して、最高指揮官として、統一見解、そのように確認をいたしました。今、委員長もそうありましたので。これは皆さん、大事な問題ですよ、このことは。そうしなければ私は前に進めません。これだけでも大変時間をとってしまったんです。それでは、そのことを私は信じて、信頼をして、前に進みます。

さあ、次に外務大臣、一連の質疑を通じて外務大臣はこうおっしゃってました。外交の継続性、外交の一元化ということですね。それで、河野外務大臣は自民党の総裁でもあられる。そういう中で、この経緯からして、当初は党声明まで出されて反対を表明された。しかし、同僚議員からの質問を受ける中において、外交の継続性等々をおっしゃってこのラウンドを受諾するということをおっしゃられたわけですね。これについて、外務大臣、この継続性ということについて外務大臣からの御意見を、改めていただきたいと思っております。

○河野國務大臣 この委員会で何度かお尋ねがございまして、私から何度かお答えをいたしました。自由民主党は、昨年十二月に、細川内閣がドウ二調停案の受諾、受け入れということをおっしゃられた

ときに、当時、我々自由民主党は野党として、それまで長い間与党としてこの問題にかかわり合ってきた経過もございまして……(小平委員)簡潔に「と」呼ぶお尋ねでございまして整理して申し上げておりますので、若干時間はちようだいしない説明ができませんので、よろしく御願いいたします。

そこで、ドウ二調停案受け入れというお話がございまして、私も私としては、それは余りに日本の農村、農業に対する打撃は大きいという点を非常に心配をして、こういうことで果たしていいのかという意味の党声明を出したわけですね。これはドウ二調停案の受け入れが果たして適当かという党声明を出したわけですね。したがって、議員も党声明をお読みをいただいていると思っております。その党声明の後半には、全体像はまだ明確でないから全体を評価するわけにはいかないということを書いてあるわけですね。そしてその後、四月に最終文書の確定がなされて、署名が行われたという時間の推移があるわけですね。

その後、村山政権に我々も参加をして、そこでいよいよWTO協定を国会に承認をお願いするという状況になりましたので、これは政府・与党一体となって、厳しい議論の中で農村農業の対策大綱を決め、その大綱に従って六兆百億、今お尋ねのございました六兆百億円の対策費を確定、確認をして、この対策に基づいて改めて自由民主党としては声明を出しまして、そしてこの協定の批准、成立に向けて国会へお願いをしている、こういう経過でございます。

○小平委員 私がお聞きしたいことは、その経緯はもう何度も聞きました。それはわかっています。ただ、外務大臣、同時に自民党総裁という立場で、外交の継続性だからこれを受け入れた。ということ、本心は反対だけれども、今一転野党から与党になって、しかもその立場にあられる、したがって、本心は反対だけれども仕方がないから外交の継続性で賛成だ、そういう意味ですか。それとも、本心からこれは必要だからラ

ウンドは受諾せんやならぬという、そういう意味において賛成、そういうことなんですか。どっちですか。

○河野國務大臣 これも何度かお答えを申し上げました。恐らく小平議員も、日本の農業に対する大きな打撃については心を痛めていらつしやるに違いないと思っております。そういう気持ちを我々は非常に強く持っているわけですね。

しかしながら、そのためには農業農村対策というものをできる限り十分な対策をつくって、その点については農村の皆様方に御理解をいただいたという気持ちを持ちつつも、世界経済の中でこのように世界の貿易、経済の拡大という未来的な発想を考えれば、これは進めていくべきものだ、トータルを考えれば、これは我が国にとつてもよいものであるに違いない、こう確信をして、繰り返しになりますが、農業を初め体質的に問題のある方々には非常に厳しい選択になるが、しかし全体的に考えて、しかも、国際的に百二十五の国と地域の合意があるということを考えれば、外交の継続性あるいは多数国間の約束事という状況を踏まえれば、これは我々は国際信義という意味からも進めていくことが適当だ、こう考えているわけでございます。

○小平委員 大臣の苦しい御答弁、まあよしとしましょう。ただ、できるだけ農業にとつては、お話がありましたけれども、それはできるだけ、やなくて最大限するという、それを私からも強く指摘をさせていただきます。

そこで、そういうことで受け入れてを進めていくならば、今当委員会が一協定七法案、この審議を進めてまいりました。そこで、政府としては、このWTO協定が来年一月一日から発足するためにせよこの関連七法案も一括して成立をさせていただきたい、これが政府の御希望であることは、これはわかりました。

ば、この六年間、ミニマムアクセス、これを受け入れるためにはこの新食糧法の確かにこの条文が必要で、その中に含まれている意味が必要で、す。しかし、残り八割方はWTOには関係ない、言うならば国内の、これからの我が国の大事な基幹産業であるお米、国民にとつても主食であるお米、これを生産者に安心して官農していただくという点、もう一点は消費者に安定供給をするという観点、この点から新しい法律をつくらうとしたわけですね。しかしそれは、今申し上げたように、ラウンドとは別な意味があるわけですね。

そうすると、政府が主張するような、WTO協定とこの七法案一括処理がどうしても必要、私はそれは思えないんですが、そのところは外務省としてはどういうふうにお考えですか、簡潔にお答えいただけます。

○河野國務大臣 条約を締結して国際的な約束とするためには、その条約が締結後、きちんと我が国が守れるという体制でなければならぬと思っております。協定だけは批准した、しかしその協定に基づいて国内の諸規定というものがまだできておりませんという形が協定が締結されるということ、実は大変不誠実であり、なおかつ、それはあり得ないことだというふうには私も思っております。国際的な約束をするならば、その約束に基づいて仕事ができますという国内的な諸規定は全部一括して整って、そして初めて国際的に約束をするということではなければならぬというのが我々の立場であり、皆様方へのお願いでございます。

○小平委員 外務大臣が今政府の立場、見解というものを言われたが、私は、そういうふうにした方が外務省としても外交の場で作業はしやす、これはわかります。しかし、私は、WTO協定を、日時も迫っている、そのために、国内法の今新しい法律をつくるのに、そのために、国内法を尽くして、問題点もすべてを説明して、これなら安心して国会はこの法律をつくって世に出ますと、その責任があるわけですね。ですから、

して、異常緊急な事態ということをお願いをしなければならぬ。従来の食糧法において、狂乱物価等の際においても、その管理が国の管理によって行われたということになります。

暴落のお話がありました。これについてはしばしば申し上げておりますように、需給関係の調節については確かな生産調整の見通しによる全体需給の調整、さらには備蓄の制度の運用によってこれに対処する、そういうことでございまして、備蓄についても基準備蓄数量以外に一定の幅を持たせてそして需給変動に依拠するというものを考えておるわけでございます。備蓄の買入れ価格についても再生産を確保するというような配慮事項が入っております。配慮事項が入っております、その点についての配慮はされておるといふふうに私は思います。

○小平委員 時間が来ましたので最後にまとめますが、この新食糧法、一方では強制命令をしておきながら、この法案は七十二ですかの政省令があるのです。今後それによって決める、運用面について、ということ、言うならば政府が自由裁量で今後その状況によって方向を決められるというその余地があるわけですね。したがって、これは今後の運用をどうするかによってこの成功がかわつていきます。したがって、これから議会にも国会にもこのことをしっかりと相談しながらこのこととは真剣に取り組んでいかねばならない、こう思いますので、大臣、ひとつよろしくお願いいたします。——いや、もう時間がなから結構です。

それで、最後に総理大臣、今まで質疑を続けてまいりました。したがって、この協定もそうですけれども、関連法案も含めていろいろとまだ説明すべき問題点も多々ございます。しかし大事なことは、国民から見ても偽りなく政治の信頼というものをきちんと評価していただながら進めなされること、このことはもう論外ですね。したがって、最後に最高指揮官として総理大臣閣下から改めて決意をお伺いして、私の質問を終わります。

○村山内閣総理大臣 ウルグアイ・ラウンド受け入れ後の日本の農業がどうなるか、そういう点についていろいろな角度から御心配をされる意見をお聞きいたしました。何といたしてもやはり食糧とこの国民生活にとって大事なものですから、これは農民のためにも国民のためにも、この委員会の御審議も十分踏まえた上で万全の対策をするべく取り組んでいきたいということだけは申し上げておきたいと思っております。

○佐藤委員長 小平君の質疑は終了いたしました。次に、二田孝治君。

○二田委員 当委員会が十一月二日に設置されてから、十一月十七日より今日まで質疑が始まりましてから延べ時間数にして五十数時間、問題の最終日は徐々に近づいております。きょうがその最終日を迎えるわけでございます。まだ説明されてない点がございまして、その点と与党といまして質問をいたしたいと思います。

一九八六年九月、ガット閣僚会議がブントデルエステ、ウルグアイ・ラウンドで百二十カ国の国と地域が集まって開始されました。くしくも今年には私も初めて国会議員になった年でございまして、考えてみますと、その節目節目、一九九〇年にはブラッセルで閣僚会議が行われた、二回目の当選のときでございました。そして今日、一九九四年四月、マラケシュで閣僚会議におきまして最終合意に署名なさった、これもまた三回目の当選をした後、考えてみますと、私の政治生活は、この食糧の自由化と、そしてウルグアイ・ラウンドをもとにして勉強してきたと言っても過言でないのではないかと、こう思われて、今感慨深い思いに浸っているときでございます。

殊に、一九九〇年にブラッセルの閣僚会議に私は、今いらつしやいます大河原農水大臣とともに、また羽田新生党党首とともに、そしてまた鹿

野さんもいらつしやいました、たぐさんの方々と一緒に山本大臣を応援するためにブラッセルまで駆けつけたのでございます。あのいてつく十二月の寒い寒いときに、フランスの農民が、スイスの農民が、私たちの生活をどうしてくれろのだ、合意になった場合に自分らの生活が侵害されるのじゃないか、激高しながらあの上をアモって歩いた光景をいまだにこの脳裏に焼きつけておるのでございます。

総理、それだけ農業というのは国民にとって、その国にとって、大事な大事な一つの政策の選択の道を歩まなければならぬ、私は心からそう思います。感慨無量でございます。

しかし、きょうここでその結末をつけなければならぬ。このことが果たして日本国民にとっていいものか悪いものか。私どもは間違っているのではないのか、正しい道歩んでいるのか、みんながやはり真剣に考えなければいけない問題だ、こう考えられるわけでございます。

そこで、外務大臣にお伺いしたいのでございませうけれども、私どもは、ウルグアイ・ラウンドといたうものは貿易の一つ一つの問題につきましまして、関税その他いろいろ取り決めるものではないのか、このかな、こう思つて今まで進んできたわけでございます。ところが、今年の、一九九四年の四月に、マラケシュの閣僚会議においてWTOというものに衣がえをしていった、その歴史的意義についてまずお伺いしたいと思います。

○河野國務大臣 我々は、ガット体制の中で貿易問題についてさまざまな議論をしてきたわけでございます。しかし、世界経済あるいは貿易全体を見渡したときに、議員も御承知のとおり、農業問題は極めて重要でございますが、他方、サービス分野、知的所有権を含むサービス分野の取引というものも非常に多くなつてきた。そのサービス分野については全く、ルーブル化されたものが少ないというところもございまして、百二十五の国、地域、EUまで含めてございまして、こうした多数の

国々が集まって、新しい貿易取り決めというものを、貿易のルーブル化に着手しよう。

今議員がお話しになっておられるわけですが、各国が七年の時間がたつておられるわけですが、各国が利益をそれぞれぶつ合つて大変な議論をしてきたわけでございますが、とにかくその多数の国々の間で合意ができた。これは、多数の国が合意するためには、やはりそれそれ血のじむような自国内における葛藤があったに違いない。しかし、そういうもの乗り越えて、世界は新しい貿易のルーブルづくりのために進んだというわけでございます。

私は、国際社会というものがこうした新しいルールによって、経済、貿易、それがさらに一段と活発になつてそれぞれの国がより豊かになる、こういう方向に歩むことは間違ではないというふうに考えているところでございませう。

○二田委員 総理にお伺いしたいわけでございます。今、今回の世界貿易機関に加入することによりまして、我が国というの本当にどういう利益を得るのか、またどういふ不利益を得るのかということをお伺いしたいと思います。

○村山内閣総理大臣 今外務大臣から答弁もございましたように、これは、多角的自由貿易体制の維持やあるいは国際経済秩序に対する信頼の確保といったような面から、特に貿易立国である我が国にとつては、やはり大変大きな意義があるのではないかと、いふふうに思っております。

具体的には簡単に申し上げますれば、関税引き下げ等の物の市場アクセスの改善による経済的利益、あるいはまたサービス貿易、知的所有権にまつた新たな分野における規律の設定、あるいはまた紛争解決手続の強化による一方的措置の発動の抑制等、我が国にとつて極めて重要な利益があると考えています。

○二田委員 重要な利益を得る人、そしてまた農業のように大変不利益をこうむる、この二つの側面があるのではないかと、私はこう思います。そし

て、今回のこのウルクアイ・ラウンド、マラケシュ協定に関連する対策をいたしまして、農業に対して十分な措置をいたさなければならぬわけでございます。

十月二十二日未明でございました、官邸における折衝におきまして六兆百億円という予算を措置していただいたのでございます。そして、そこには別枠という言葉は直接使っておりませんでしたが、通常の予算とは別に措置されることになったはずでございます。すなわち、その文言をいたしましては、今回の対策はウルクアイ・ラウンド合意に対応する六カ年の新しい事業である、なお、従来の農林水産予算に支障を来さないよう配慮するという言葉が加えられたのでございます。これは我が党の山本富雄総合農政調査会長が強く主張したことではなかったかな、こういうふうな記憶をいたしております。

このことは、答弁は先ほど小平さんの質疑の中で明らかになっておりますのでよろしゅうございますけれども、時間の関係上、総理からイエスカノーかだけお聞きいたせばいいわけでございますけれども、このことには間違いございません。

○村山内閣総理大臣 先ほど来、委員が当選をされて以降、農業を思う真情を吐露した御発言もございましたが、そういう委員のお気持ち、御意見等も十分踏まえた上で先ほど答弁したとおりでありますから、そのとおりに御理解をいただきたいと思っております。

○二田委員 それには閣内で不一致ということはないですね。閣内も一致だ、こういうこととでございますね。

○河野国務大臣 私からも一言申し上げたいと思っております。

先ほど総理御答弁がございました。私どもは村山内閣の閣僚として、村山総理のもとで一致して事に当たるといってございまして、総理御答弁があれば、我が内閣は一致してそうした原則に従って事に当たるといってございまして。

○二田委員 たいだいま、総理そしてまた外務大臣の力強い答弁をいただきまして、非常にいいことじゃないかな、こう思っております。

そこで、以下のことを確認いたします。財源捻出のために既存の農林予算が削られるというのではないですね、これは。うなずくだけで結構ですよ。よろしゅうございませうか。大蔵大臣、殊によろしゅうございませうか。うなずいてください。はい、わかりました。六兆百億円が確実に措置されなければ、国民に対してうそを言っていることになりまして、これは重要な政治問題になるといって承知しておいてください。

それから、七年度予算編成の最大の論点、今これから七年度の予算編成が始まりますけれども、この予算が最大の論点になるわけでございますので、どうかひとつ、本日御出席の閣僚の皆様方は一致協力してこの予算の獲得をお願い申し上げます。次第でございますか。このことについても、よろしゅうございませうか。——わかりました。

実は、この後に食管法の問題、これをお聞きしたかったのでございますけれども、時間が参りましたので、これは農水委員会の方に譲ってまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

懇切丁寧な御答弁、ありがとうございます。どうもありがとうございます。

○佐藤委員長 次に、伊藤君。

○伊藤委員 論議がスタートしてきょうで十一日目になるようでありますが、最終の段階を迎えました。論議は、委員の皆さんも大変な勉強をした中身でございましたし、閣僚の皆さんも御苦労さまでございました。私も、改めて世界貿易や農業問題の重要性を勉強させていただきました。

幾つか伺いたいのですが、先ほど来、六兆百億円をめぐる議論がございました。これは、きれいに総理答弁で決着がついたわけでありまして、私には、しかし考えますと、これからが肝心だと思っております。田名部さんの質問でしたか、六年という期間は短いんですよというお話がございました。今

までの長い日本の農業問題の経過を振り返り、これからの考えますと、やはりこれからが非常に肝心なときということではないだろうかというふうな思っております。

全般的な姿勢を総理にまずお伺いしたいのですが、内閣に農業対策の緊急対策本部を設置をされております。ほとんどの閣僚が参加をされておりますが、この問題が済んで山を越した、ほつとしたということでは、農水大臣、当然そうお思いでしょうが困るわけでありまして、これからどう中身をこの短い期間にやるのか、そこでどう知恵を絞るのかということがまさに重要なことであろうというふうな思っております。

また、しばしばお話がございました昨年のドウニ調停案受諾、十二月十四日。総理、当時社会党委員長としても大変な御苦労をなさいましたですね。私も深刻な思いをして党本部で詰めていたことを思い出します。やっぱりあれがあつて、この法案が通つて、それで予算問題についてもきれいな御見解があつてということではほつとしない、これからの肝心なんだ、そのために、やはり内閣としてさまざまな担当分野を含めまして努力をしなければならぬというふうな思いますが、もちろんそうお考えでしょうね。

○村山内閣総理大臣 御指摘のとおりと考えています。

○伊藤委員 それで、お伺いしたいのですが、私は、その六兆百億円論争、いろんな世間の反応がございました。これは別枠なのかどうかという議論も随分ございましたし、それから世間の中では、ばらまきではないかという意見もございました。

私は、その議論をずっと聞いて、考えてみますと、もつとやはり姿を具体的に見るようにするということが大事なのではないだろうかと思っております。やはり貴重な国民の税金で仕事をやるわけですから、それによって、五年、十年たつても変わらぬ農業と農村ではありませぬ、こう変わりますと。そのことを見たら、消費者の皆さんやさまざま

まな経済界その他の方々も、ああ、そうか、それは大事なことだということではないかと思ひます。

そういう面を考えますと、私も閣僚当時、対策本部の中でいろんな書面を見せていただきましたし、農政審の答申を初めさまざまな文書も読ましていただきました。たくさん書いてございます。何か、読めば読むほど焦点がはつきりしない。まあ、役所の文書というのはそういうものですね。もつと週刊誌並みにわかりやすく図解して書いてくれればいいんだけど。僕は、行政改革はそういうことが一歩じゃないかな、国民と政治を近づけることですから、と思ひますけれども。

私は、何か姿を見せる、そういう意味では、例えばスケールメリットをねらうところの平たん地、新しい農業法人その他こういう近代的な姿ができてますよ、できましたか、モデルですね。それから中山間地も、これは全国ももちろん画一ではございませんし、私も奥羽山脈の中の中山間地の生まれですけれども、どうしたらいいのかな。多種多様だと思ひます。多種多様ですが、一律にはまじりませんということを言っているだけでは意味がないと思ひます。幾つかのモデルをつくつて、こういう農村になりますと。みんな刺激になるでしょう、おれたちもあなうと。それから、世間の見る目も違つてくると思ひます。そういうものを積み重ねていければいいと思ひますね、いろいろなモデルを。

農水省では二年前からそういう努力をなさつていっているように伺つておりますが、農水省のレベルでの宣伝それから広報どまりという傾向がどうしても強いと思うんですね。この際、国民の皆さんに見るように、国民の皆さんが納得なさるようにならうと、もうしてまた農村の皆さんが、ああおれたちもあのモデルでやろうという意気込みを燃やそうに、そういう努力をやつていただくことが非常に大事ではないだろうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○大河原国務大臣 御答弁も持ち時間の関係もあ

りますので簡潔に申し上げますと、そのとおりでございます。

一昨年、農林省として、新しい農業・農村対策の展開方向ということで、稲作を初め各部門のモデルを想定いたしました。規模なり所得なりで、それを各部門明らかにいたしました。それに基きまして、ただいま県がそれぞれの地域において基本方針をつくり、町村が構想に基づいて、その地域の農家に対してこういう経営をつくらうじやないかということをお示ししております。

したがって、そのようなことについての、今度の政策はそれをどう促進するための政策かということをお示ししていかねばならないというところが一つ。それから、現にある、そのように到達しているような経営も幾つかあるわけですが、こういう経営ですね、現に実現しているような、そういうことをモデルとしてお示しをすることも非常に御指摘にかなうと思っております。すし、まあそういう意味で、広報の周知徹底等を含めまして、我々としては二段、三段の努力をいたさなければならぬ、さように思っております。

○伊藤(茂)委員 もう一歩進めてお伺いいたします。今までの議論を伺いながら、六兆百億円をめぐる議論は随分ございました。私が考えますと、農水省でも農業、農村、食糧——食糧は消費者を含め、よく考えておられるようでございますけれども、やはりもつと地域づくりと申しますようか、地域の視点が非常に大事だと思います。

二種兼業が圧倒的の大部分の日本の農村ですから、一部大規模な専業部分は除いて多くのところが、その町か村の中でも、農業収入よりも農業外収入の方が多いというのが地域の構造になっているわけでありまして。その地域をどうやって発展させるのか、これは新しい今後の国土計画その他にも関係をしていると思っております。

そう考えますと、自治省分一兆二千億とかいうような数字の話ございましたが、やはりそれらを

含めてどういう姿をつくっていくのかという視点が必要ではないか。私はそういうふうにお示ししたら、内閣の対策本部の中にたぐさんの閣僚が参加されておりますけれども、特に重要なものは農水大臣、それから自治大臣、まあ建設大臣もそうです。何かそのようなところで共同作業をして、積極的に将来の図面をつくってみる、それが一〇〇%当たるかどうか知りませんが、これを目標とすると、非常に厳しい状況に農業も農村もなろうと、みんな不安なわけですから、何か勇気づける、インスパイアする、そういうものをやるのが政治というのだと思うのです。

そういうことを考えますと、特に今申しました二大臣か三大臣ですね、やはりその三省ぐらい、二つか三つの省でプロジェクトでもつくって、そういう将来の、あるいは現実の、将来像を、勇気づけるようなものをやるのではないかとこの研究なり発表なり、そうして全国にさまざま知らせていこうというふうな勇気づける努力をなさたらどうだろうかというふうには実は思っております。私も運輸大臣のときに、同じ建物にいろいろな建設省と運輸省というのは何か余り仲がよくないんだとか聞きました。まあ仲よしから、二人の大臣が主催をいたしました共同勉強会をやりました。積み上げたらおもしろいだろうなという気持ちがあったんですが、そういう意味で、まあたがった積極的な努力という姿が非常に大事ではないだろうか。要するに、農村は一つですから、縦割りにそれぞれあっても本当の姿は見えないと思っております。そういうやはり内閣としての新しい実践が新しい努力をしていただきたい。いかがでしょうか。

(委員長退席、田中(直)委員長代理着席)

○大河原国務大臣 お話のとおりでございます。農業という産業分野だけでなく、このたびはウルグアイ・ラウンドによって影響を受けるのが中山間地域ということで、地域対策としての施策の強化を図るうとしておるところでございます。

て、御提言のような関係省、まだほかの省もあるかと思っております。そういうものを含んだ具体的なビジョンづくりとかその他について研究をするという御提言でございますので、我々としても貴重なる御提言として受け入れたいと思っております。

○伊藤(茂)委員 もう一つ農水大臣に伺います。私は、生まれは中山間地の典型のような奥羽山脈の村で生まれました。今は町ですが。そして今では神奈川県、大都市ですね、一番大きなシティである横浜に住んで活動させていたおいておられます。その両面、自分の人生で考えますと、やはり都市と農村を結ぶということがございます。けれども、日常的に消費者が食べるさまざまな食物をつくっている農村が見える。農村から、つくっているものを食べていた。消費者とかが見える。まあ、産地と消費者と直結をするとか、いろいろなことがある。そういうことと広まっていくだろうと思っております。そういうことによつて我々の国土を、我々の国をもつと大事にしようという意識も生まれてくるということだと思います。

そこには幾つかの新しい発想が必要だろうと思っております。例えば、多少高くともやはりふるさとの米をこれは食べたい、あるいは、こういう工夫をして大変健康にも安全なものをつくつていただきます。お値段はちょっと高いけれどもこの卵を食べましようとか、随分今広がっています。ですから、そういう都市と農村を結ぶ、そのためには安心もする、それから安全性についても格段の努力を払わなければならぬ。それから情報公開ですね。いろいろの意味での情報をお伝えをするということだと思います。

それから、これも国土庁、自治省を含めての問題だと思っております。私は、先日の御質問の中でございましたけれども、ヨーロッパではアグリツーリズムが今や主流となった。びかのお金のかかるところでゆつくりするのは、ゆつくりしたお休みを農村地帯で、そして、何かヨーロッパの人が書いたのを読みましたら、ブドウ棚の下でゆつくり紅茶を飲むと書いて

ありましたが、そういう時代にこれから時間短縮も含め、なつてまいらるうと思っております。

やはりそういう意味での新しい設計、ヨーロッパで、そういう中できれいな新しい田園都市ができるということにもなつたというような例を伺うわけでございますけれども、まあ、今までのリゾート法、不備なりリゾート法、あるいはそれによつて日本列島ゴルフ場だらけになるとか、環境問題とか開発とかいうふうな、知恵のないことは随分違った状況になつていくわけでございます。やはり農業、それは生産物、何とかというのではなくて、お米、野菜、果物というだけではなくて、そういう広い意味での設計についてもっと大胆な提唱をなさるべきではないだろうかと思っております。いかがでしょうか。

○大河原国務大臣 いろいろなお話が御質問の中には含まれておりますが、消費者のニーズ、それを生産者が受けとめる、また生産者のいろいろな創意工夫というものは消費者が生産物を消費する形で受けとめるという方法、何と申しますか、システムと申しますか、そういうものについての一段の工夫を要するのではないかと申すように思っております。それからまた、グリーン・ツーリズムのお話はそのとおりでございます。今回の農山村の地域対策にも、農山漁村の長期滞在型の余暇活動を促進するための施策を強化するということを我々も考えておるわけでございます。御提言の政策方向について一歩二歩進めてまいりたいと思っております。

○伊藤(茂)委員 外務大臣に伺います。

世界の人口、食糧問題の将来という議論がしばしばございました。私は、今までのガットの交渉その他の経過の中でも思うわけでございますけれども、やはり世界の人口、食糧というものを関税、通商政策で取り仕切るだけで済むのかというふうなふうに思っております。確かに自由貿易体制、そしてまた日本がその中でどのような努力をしていくのか、我が国にとってまことに大切な柱であるうと思っております。同時に、やはり日本がこれから

世界のために果たしていかねばならぬ役割
というものを考えますと、自由貿易体制と、それ
から飽食と飢餓という象徴的な矛盾のない世界の
ために日本はどう提唱していくのかということが
あると思います。

そういうことを考えますと、今度のウルグア
イ・ラウンドの経過は、残念ながらやはり日本が
受け身で追われるという立場でございました。こ
れから先は、日本が発信をする、そういう役割を
果たさなければならぬということであろうと思
います。次のラウンドを考えますと、次のラウン
ドにつきましても、環境と貿易、これらにつきま
しても、日本が特段の内容のある発信をする必要
のある問題ではないだろうかというふうに思うわ
けでございます。また、そういうことをやること
が、世界における新しい日本の国家イメージと
か新しいビヘービアを示していくということであ
ろうというふうに思いますが、いかがでしょう
か。

○河野國務大臣 食糧問題が今後極めて重要にな
って行くことはもう議員御指摘のとおりでござい
ます。人口の増加をわきに置きましても、現在食
糧、農産物の偏在という問題もございします。現に、
現在世界全体では約七億八千万人の慢性的栄養不
足人口が存在する、こう言われているわけござい
まして、こうした問題もございします。と同時に、
今議員が御主張になりましたように、今後の人口
の増加ということを考えれば、これは、我々は今
後極めて重要視しなければならぬテーマであろ
うと思ひます。貿易を語るときに、環境と貿易あ
るいは食糧と貿易、こういったものについて、輸
出国と輸入国というさまざまな立場に立って考え
をさらに進めていかなければならないと思ひま
す。

次のラウンドのことまで議員はお尋ねになりま
したが、この問題が片がつかない今まだ次のラウ
ンドまでとも我々頭が回らないわけございま
すが、先般のAPECにおきましては、かなり首
脳の方々が中長期にわたる方向性を示唆されまし

た。明年のAPECの議長国としては、そういつ
たことも含めていろいろ考えてみたいというふう
に思っているところでございします。

○伊藤委員 時間がすから終わらせていただ
きますが、最後に総理に一言申し上げたいので
すが、発足以来約五カ月、いろんなさまざまな懸案
が、発足以来約五カ月、いろんなさまざまな懸案
処理など、やはり国民の御理解を得られるとい
うペースの上で真剣にやっておりますと思ひます。
一つの節目だろと思ひます。やはり時代の求め
る、現内閣、村山内閣らしい政策をどのように積
極的にやっていくのか、大事な節目であろうとい
うことを私も痛感をするわけでありまして、総理
ももちろんそうお考えになっておられると伺って
おりますけれども、これから新中期計画あるいは軍縮
時代の取り組み、雇用問題もございしますし、また、
これからの与党間でも議論しなくちゃならぬ部落基
本法の問題とかいろいろございします。それらを含
めまして、ぜひ節目を越えた新たな積極展開なさ
いますように、励ましの気持ちを申し上げます。

○田中(直)委員 長代理 次に、錦織洋君。
○錦織委員 これまでの長時間の質疑応答の中
で、このWTO条約をどのように位置づけるかとい
う議論がなされてきたと思ひます。繰り返し言
われてきたことは、我が国は資源の少ない国であ
る、したがって、我が国が生きていくためには海
外から資源を輸入し、そしてそれに加工し、その
ことよって生きていく、つまり、貿易立国、工
業立国というのを国是としてきたわけでありま
す。

しかしながら、このような政策を長年にわたつ
て続けてまいりますと、当然資源がどうなってい
くかという問題が出てまいります。つまり、その
資源を使う国と資源を提供するそういった国の格
差、いわゆる南北格差の拡大というような問題が
起きてまいりますし、また、地球上の資源が有限
であるということもはつきり自覚されるようになって
きた、そういう意味での資源の枯渇、そうい
った問題も生じてきております。

あるいは、追いつき追い越せというようなこと
で、新たにその新しい競争に加わってくる国がふ
えてくる、そういう中で、世界的規模で環境破壊
が進行していく、こういったような現象も出てき
ているわけでございます。

もちろん、我が国は、戦後のこのような国是に
従って政策を展開してきたために自由貿易の恩恵
を十二分に享受してきた、これは事実であり、そ
のこと自体を今さら否定するものではありません
が、二十一世紀に向かって次のラウンドというよ
うなことを考える、つまり、あとの六年間ないし
五年間で我が国が何をなすべきかをそろそろ考え
ておかなければならない、そういう時期が来た
と思ひます。その点について、我が国が国際社会に
おいてどういうリーダーシップを発揮していくべ
きであるとお考えか、総理並びに外務、通産の各
大臣の所見と抱負ないし決意をお伺いしたいと存
じます。

特に通産大臣には、今後のニュービジネス、新
しい産業がどこから生まれてくるかということ
で、これまではどちらかというと通信であるとか
あるいは情報であるとか、あるいは人によつては
老人関連対策であるというような極論すらあるわ
けでございますが、むしろ環境とかあるいは資源
の省エネ型であるとか、そういったことについて
のニュービジネスというようなことについて検討
すべきときが来ているのではないかとすることも
特にお尋ねしたいと思ひます。

○河野國務大臣 これまで東西の対立というよう
な、二極に世界が分かれて対峙するような形で
ございましたが、冷戦の終えんというところもあつ
て、世界が一つという方向性が出てまいりまし
た。そういう中であつて、これまで類を見なかつ
た大衆多数の国が集まって一つの貿易のルールを
つくるという合意ができてつあることは、我々に
とつてやはり画期的なことであらうと思ひます。
国連に匹敵する数の国が恐らくこれに将来は参加
する可能性があるわけございまして、一つのル
ールに基づいて安全も考えられる、あるいは貿易

易、経済も考えられる、そういう世界というもの
は我々は歓迎しているのではないかと気がい
たします。

しかし、今議員が御指摘くださいましたよう
に、我々は、やはりこの状況を持続させるという
努力が必要であらうと思ひます。持続的成長と申
しますか、よき環境、よき状況を我々は持続させ
ていくということにも大いに配慮しなければなら
ないというふうに思っております。東西という対
立軸が終りを告げつつありますし、それが南北
という形に、またもう一度南北というものがクロ
ーズアップされて、先進国と発展途上国との間の
関係というものが多くの配慮が払われなければな
らない。先進国がみずから考えたプランを発展途
上国に押しつけるというような形では決して長
続きしないのだからと思ひます。みんな、どうす
れば持続的成長、そしてお互いの発展というもの
が望めるかということを十分に話し合う、そうい
う場が必要だし、そういう場は必ず共通のルール
の上にてきてくるに違いない、こう考えておりま
して、今回のWTOというものがスタートをする
ことができれば、これはその一つの第一ステッ
プというふうに考えてよろしいのではないかと
いうふうに思っております。

○橋本國務大臣 今外務大臣から、WTOに
してお答えになりましたので、私は、角度を変え
てお答えしてみたいと思ひます。

先般終了いたしましたAPECの総会におきま
して、日本は三つのE、すなわち環境、経済、そ
してエネルギー、この三つからの議論を組み立
ててこの場に臨みました。すなわち、このまま、例
えばAPEC地域における経済発展というものを
そのままの形で考えてまいりますと、来世紀、非
常に発展をすると同時に、それ以上の環境破壊を
招くということがエネルギー構成から出てまいり
ます。そして、需給にも大きな問題を生じます。
これらに対して、我々は、今後ともの検討を約束
し、協力体制をつくってまいります。当然のこと
ながら、委員が御指摘になりましたような角度

は、我々としても十分持つて今後とも臨まなければならぬものと思います。

同時に、ちょうど一九七一年に、日本では環境庁が発足をいたしました。当時は、公害列島日本と言われたぐらい、我々が自然の浄化力の限界を見誤つた結果の国土の汚染が進んだ時期であります。二十年たちまして、一九九一年に、その時点における投資というものが経済の上でどう影響したかを分析をいたしました。そして、非生産的経費であるにもかかわらず、これは経済成長の妨げにならないのみならず、新たな産業分野の創出を行い、むしろ新たな需要を創出したという分析結果が出ました。翌九二年度の環境白書には、そこに至るプロセスを、企業の行動というものと政府の施策がいかにリンクした結果の行動が成果として生まれたか、このような分析がなされております。

私どもは、途上国に対して、同じ失敗を繰り返さないためにも、こうした経験を、むしろマイナスの情報を含めて提供していく努力が必要であると考えております。私自身も、先般のインドネシアでも、またそれ以前にも、幾つかの国に同様のお手伝いをし、政府としてのサポートをしてきたわけでありましたが、我々が果たすべき役割といったものは、こうした点にもあろうかと存じます。と同時に、今申し上げましたように、非生産的経費ととらえた公害との闘い、それが新たな技術を生み出し、需要を創造したということも過去のデータでも明らかであります。

私は、産構審が二十一世紀に向けて提示をされました十二分野というものはそれぞれに重みのあるものであると思えます。そして、情報通信というものがその中で大きな役割を果たしていくことも間違いないと存じます。分野は決してそれのみではない。我々自身が努力すべき目標は他にもあり得る。そして、その中で新たなビジネスの創造のチャンスというものは必ず出てくると考えておりますし、むしろ通産省として、そうした新たなビジネスチャンスに挑戦しようという意欲のある

る、その業の立ち上がりをいかに支援できるか、これを今後の焦点に当てたいと思っております。

○村山内閣総理大臣 今両大臣からそれぞれの立場から答弁がございましたけれども、これは、私もAPECに参りまして、APECに参加している国々では、発展した国もあれば途上国もある。また発展の途にもつかないといったような国もある。そういう違いを乗り越えて、お互いに有無相通じ合い、協力し合つて全体の発展を期していこう、こういう話し合いがAPECではなされていっているのです。これは世界全体も私はそうだと思いますね。

今お話もございましたような、持続的に経済を発展させるためには、何よりも大事なことはやはり平和であるということ、あるいは軍縮を積極的に進めていくこと、そしてまた人口や、あるいは食糧や環境問題というようなものを抜きにして経済の発展はないということも十分あり得ることでもあります。今御指摘もございましたように、資源も有限ですから、その有限な資源をどう有無相通じ合つて世界全体の発展のために活用していくかというように重要なことだと思いますね。

私はむしろ、日本に課せられたこれからの役割というものは、今申し上げましたような視点に立つて、そして本当に平和と安定が期されるような、そういう願いを込めてリーダーシップをとっていくということがこれからの日本に課せられた最大の課題ではないかというふうに受けとめたいと考えています。

○錦織委員 各大臣から大変強い御決意をお述べいただき、大変心強く思います。私もいろいろな経験の中から、いろいろな成功した政策の中には必ず陰の部分があるというふうなことを感じておられますので、そういう意味で、ぜひとも新しい二十一世紀の政策展開に向けて具体的な施策を詰めていられるように御要望したいと思います。なお、それに関連いたしましたして、我が国の国内

的な問題に目を転じてみますと、今後は地域社会における産業振興、これまでおられてきた地方における産業振興といったものをどのように展開していくか、あるいは、むしろ新しいニュービジネスはそういうところから地域にこそ可能性が秘められているのではないかと感じもいたします。

そこで、今回のガット対策に関連してお尋ねいたしますが、六兆百億円の総合対策のうち三兆五千五百億円が公共事業関連であり、これまでの御答弁によりまして、その四割が中山間地域対策であるということになります。

ところで、今回この中山間地域対策の中で特筆すべき点は、中山間総合整備事業の拡充強化という点と、そして自治省の農山漁村対策の地方単独施策の拡充として一兆二千億円が計上されているというところでございます。

ところで、この中山間総合整備事業は、事業としては既に存在している事業であります。一般のガット・ウルグアイ・ラウンド関連対策の開始とともに、内容をより充実すべきである、このように考えます。

そこで、まず第一に、具体的にこの事業を利用する市町村の創意工夫というものが、どのように生かせるような仕組みに改善されるのか。第二に、このメニューの内容を広げる、そして多目的に利用できるような、どのような工夫が凝らされるのか。そして第三に、各自治体がばらばらに、小さい自治体がばらばらに事業をやつてもうまくいかない、それぞれ有機的な結合を図るよう自治体の広域連携をすべきである、この点についてどのような工夫が凝らされているのかということをお聞きしたいと思います。また、自治省の地方単独事業との有機的な関連ということについても前向きに考えておられるとお聞きいたします。

農水大臣及び自治の両大臣にお答えをお願いいたします。

(田中(直)委員長代理退席、委員長着席)
○大河原国務大臣 御指摘の中山間地域の総合整備事業については、既に事業も開始しております。ところでございますが、特に今回の地域対策、中山間地帯対策の強化を目指しまして、その内容についての拡充強化をして、最も地域の要請に密着するような仕事にいたしたいというわけでござい

ます。例えば、御指摘があったメニュー等については、そのメニューを大幅にふやしていくというようなことで自主性にたえたいということになります。さらには、従来の事業が集落単位的な事業を前提としておりましたのを、町村あるいは広く複数の町村というこの連携による事業等を考えていきたい。例えば、都市と農村の交流の施設とか、定住とか、就業改善等々、そのような事業を、市町村の単独事業と連携を図りつつやり得るような事業を考えていきたい、さように思っております。

ところでございまして、せっかく対策事業としての財政の裏づけもございまして、それらの地域についてしっかりとやりたいと思っております。それからなお、御指摘もございまして地方単独事業と申しますが、地方の自主性に基づく事業と国の事業との連携、これはまあ、従来はややもすれば、国は事業を中央で仕組んで、地元負担だけで市町村を考えるというふうなことになるが、ただたわけてございまして、地方の単独事業と国の事業とをうまく重ね合わせてやり得るようなことを考えなくては相ならぬ、さように思っております。

○野中国務大臣 ただいま農水大臣からお話もございましたけれども、中山間地帯総合整備事業につきましても、国庫補助事業と地方の単独事業をうまく組み合わせまして、そして地域の事情に合った、それぞれ有効な事業が行えるように、地方単独事業あるいはふるさと事業等々を組み合わせて、地域のそれぞれ振興に役立つようにやってまいりたいと考えております。

○錦織委員 どうもありがとうございました。

が、概算要求は、これは例年のとおりその中の予算の査定というものが予算編成として当然あり得るわけでございまして、その中で、それを前提にしてびた一文それから動かさないということはないわけでございまして。

それから、そういう意味で六分の一というお言葉もございしましたが、これは六年間の事業でございまして、事業の進捗率はそれぞれの年度によって最も効果的にやられていたかどうかということと、機械的に六分の一というふうなことは考えておられないわけでございまして。これからそれぞれの事業を積み上げて、進捗ということとございまして。

○仲村委員 毎年度の予算が概算要求どおりに決まるということがないという事は、そのぐらいのことは私だつてわかります。これは切り込まれるところもあるし、あるいは追加されることもある出てくると思います。

そこで私は、基本的に、総理がこの中で言っておられる、従来の農林水産省予算を新しい事業の財源捻出のために削つたり抑制したりすることはないということでありまして、仮に平成七年度の農林水産省予算、概算要求で出された三兆四千二百六億円がそのまま認められたらというときに、この新規事業を加えた農林水産省の予算は三兆四千二百六億円プラス六分の六兆百億円。この六分の一ということも、これは仮に六等分したときの話です。これは、場合によっては五分の一、四分の一平成七年度にうつつていくかもしれない、しかしそういうことなんでしょうかということを確認しているところでです。

○村山内閣総理大臣 これはもう私が先ほど答弁をしたとおりに御理解をいただきたいと思うんですけれども、これからさらに七年度予算の編成が始まるわけでありますから、その答弁をしたことを十分踏まえた上で予算編成に当たるといふことになるわけでありますから、そのように御理解を賜りたいと思ふんです。

今ここで予算はこうなるのかあなるのかということを言えば、これは予算編成にも影響があるわけでありますから、その答弁は差し控えていただきますが、答弁をしたとおりを踏まえて予算編成に当たるといふふうな受けとめていただいて結構ですから、そのように御理解をいただきたいと思ひます。

○仲村委員 私も、概算要求どおりに予算が決まることではない、それは増減はあり得ると。だから、それを前提にして、皆さんがここで削減もしない、抑制もしないということをおっしゃるの、やはり新しい性格の事業である以上、この既定予算、従来予算にプラス新規予算というふうな考え方でいいですねということを確認しているわけでありまして、総理はそのようにまあひとつ受け取ってほしいということですので、それは了解いたしました。

そこで、総理は先ほど、このウルクグアイ・ラウンド関連対策の六兆百億円に対する政府統一見解、この文書をもつておられるわけですが、これに対していろいろ回りくどい答弁を繰り返された後、結局最後は、政府の統一見解であるということとを言われた。素直にこれを読みますと、従来予算とは別の事業であり、別の予算であるというふうにも私も受け取っておりますし、国民全体もそのように受け取っておりますが、その点よろしいですね。そのようにひとつ御答弁をお願いいたします。

○武村国務大臣 総理が申し上げたとおり、あくまでもこれはガット・ウルグアイ・ラウンド後の日本農政に対する新しい事業であります。そういう姿勢で予算編成、対応させていただきます。

○仲村委員 ですから、私が申し上げておりますことも小委員に答弁された感じで、最初は何となく逃げよう逃げようとして、最後は統一見解でありますというふうな言われたわけですが、従来予算プラス新規予算という考え方を今はずきり言われたので、そういうことであれば、総理が十一月十七日と二十一日に答弁された、六年間の新しい事業の六兆百億円は従来の予算の別枠ではないというふうにお答えになられたことは、これは

白紙に戻してもらわなくちゃならないというふうな思いもしますが、どうですか。

○村山内閣総理大臣 いろいろ答弁をした経過がありますから、その経過を全部総合的に整理をしてお答えしたのが前にお答えしたとおりであります。

○仲村委員 そのとおりだということやじもありませんけれども、しかし、これはこのWTO協定を受け入れることによってやはり我が国農業、農村に及ぼす不利益、それをきちつと担保するような形でのものではないかという立場から、私は明確な政府の答弁を引き出さなくちゃならない責任があります。そういう立場で、非常にくいようですが、繰り返し繰り返しお尋ねをさせていただいてあります。

武村大蔵大臣は、今も私の総理に対する質問の中でお答えになられたわけですが、今総理から六兆百億円の予算の性格を内閣の統一見解として確認の御答弁をいただいたので、これ以上確認することもないと思ひますが、やはり大蔵大臣は、今までの審議を通じて、財源の見通しもついておりません、あるいは税制改革の中でも予定されておられませんとか、そういうことを答弁されたわけでありまして、何となく私たちはこれに対する、やはり空手形のような感じがするなという疑問の念を持つております。

そこで、私は、大蔵大臣も総理の答弁のとおり財政運営の責任を持って、ウルクグアイ・ラウンド関連の農業対策六兆百億円は従来予算とは別の新しい事業として予算措置をするという確約がいただけますか。もう一度ひとつお願いします。

○武村国務大臣 総理が言葉を整理までしていただいて、きょうは二回答弁をいただきましたが、この考えをしっかりと踏まえて予算編成の責任を全うさせていただきますと思つております。

○仲村委員 どちらかというと大河原農林水産大臣は、この質疑の中で答弁をされたことは、新しい事業である、割と前向きな答弁をしてこられたわけでありまして、あの十七日の総理の答弁あるいはまた大蔵大臣の非常にあいまいな答弁から、これは果たして大河原農林水産大臣が言われるとおりの新しい事業なのか、新規事業なのか、既定予算に上積みをする形になるのか、不安な気持ちになつたわけではございませんが、きょうしつかりと総理から統一見解であるというふうにお述べべになつたので、この予算に対して農林水産大臣はこれがより明確に担保されたというふうな受け取つておられますか。

○大河原国務大臣 かねがね、十月二十五日にこの国内対策を決定するときの六兆百億、これに対する政府・与党の了解はそういう線だったと思つたわけでございまして。今総理が明確に答弁した線だと私は受け取つてきたところでございまして、ここにおいても、当委員会においてもこういう御答弁を申し上げてきたつもりでございます。農林大臣としてはその御答弁をしてきたつもりでございます。

○仲村委員 農政担当の農林大臣も、総理の答弁を受けて、これはより明確に六兆百億円が既定予算とは別の新しい事業であるということが担保されたというふうな御答弁をいただきましたので、ぜひそのようひとつ農林行政の運営をしていただきたい。明確に十二月の予算編成のときには国民の目に見えるような形で、これをきちつと予算を編成していただきたいということをご希望申し上げます。

そこで、大河原農林水産大臣にお尋ねをしたいんですが、去る二十五日、私の質問の中で自民党の議員立法で提出されている外国産牛肉輸入調整法案は今政府提出の関税定率法の一部を改正する法律案と両立はしない、矛盾する法律案であるということ指摘したのに対して、これは取り下げますというようなことを言われました。しかし、今私たちはこの関税定率法の一部を改正する

法律案も含めてこれを処理しようとしておるわけでありますので、これは一括処理をしなければ實際信義にもとる、そういう意味から、私たちが例えば新食糧法はもう少し審議すべきじゃないか、継続にすべきじゃないかという意見に対して、これは一括処理をしないとこのWTO協定に影響が出るというようなことを言っておられるわけであります。

そういう意味からすると、この相反する法律をそのままひっつけておいて、ぶら下げておいてこのWTO協定を締結するというのはおかしいじゃないか。だから、それをいつ……(議員提案だ)と呼ぶ者ありいや、これは自民党の。じゃ自民党総裁にお尋ねいたします。いつまでにそれを取り下げさせるのか、お答えをいただきたい。

○河野國務大臣 閣僚として議員立法の取り扱いについて答弁をすることはいかがかと思ひます。議員立法はあくまで議員立法でありまして、今仲村議員いろいろと御指摘になりましたが、私どもは政府としてWTO協定及び七法案を一括御審議をいただきたい。これは政府の立場でお願いをいたしているわけでございます。議員立法の扱いを、政府の答弁席からこの取り扱いを云々するということはいささかいかかと存じますので、答弁は差し控えていただきたいと思います。

○仲村委員 私二十五日の質問に対しては、農林水産大臣もこれは取り下げさせますというようになことを言われた。じゃ、処理は皆さんとしてはそのまま、ぶら下げたままこの法律の決着をつけるというわけですか。

○大河原國務大臣 本件については小平委員からも実はその後御質疑がございました。議員立法でございますから、政府の方でとやかく言うわけはございませんが、御質問がありましたので、ガット十九条のセーフガードに抵触する部分がある、したがってそれについての取り扱いについて検討しておるといふふうに乗承しておる、そういうことを申し上げたわけでございます。

○仲村委員 そうすれば、農林大臣として、河野

外務大臣として、そういう法律が、たとえ議員立法であつても政府・与党の一角を占める自民党から出ている法律案であります。これがそのままの状態では好ましいと思ひますか。今の関税定率法の一部を改正する法律案とこれは整合しないと思ひければ、そのままいいと思ひますか。

○河野國務大臣 繰り返しになりますが、国会は、議員がそれぞれの考えに基づいて議員立法として議案を提案する立法権というものはお持ちでございますから、その議員の立法権に従つて議員提案をなさるということは、これは議員もお認めいただけるのだらうと思ひます。

私の立場からそのことについてとやかく言うというのはいささか筋が違ふ、少なくとも私は、大臣席からこれ以上のことを申し上げるのはいささか筋が違ふのではないかと思ひがいたして居るわけでございます。

○仲村委員 私たちの考え方としては、やはりWTO協定が一括処理であるという立場から、この新食糧法は生煮えの状態である、十分解明されていない部分がたくさんある。しかし、これは一括処理をしないかやならぬというふうな外務省などからの意見もあつて、では、今後その足らない部分は詰めていこうという立場でこれを受け入れる気持になつて居るわけでありまして、この整合しない法律をそのままほうっておいてそのようない論論が成り立つのかということ、私は強くこれは指摘を申し上げておきたいと思つております。

総理、今回WTO協定締結関連法案として提案されて居る新食糧法についてでありまして、委員会審議を通じて浮き彫りにされたことは、この法案が十分検討もされずに、駆け込み的に、生煮えのまま法案提出がなされ、生産者の側から見ても、消費者の側から見ても、それぞれの対策がすべてあいまいな状態であるということでありまして、

確かに、現行の食糧法が戦時体制下でつくられた、もはや今日の市場経済下にそぐわなくなつてしまつたので、この食糧法を改廃すべしとの国民

の声は一致して居ると思つております。しかし、今回政府が提出した新食糧法なるものはそのような国民の期待にこたえ得るものではない。しかも私は、内閣に居る人たちが、この新食糧法あるいはWTOに対する理解の仕方が非常にまちまちであるということ非常に嘆いておられます。

と申し上げますのは、十月三十一日に田中国務大臣が福島市でこのような話をされているのです。これはウルフグアイ・ラウンド受け入れに對することだと思ひます。そして、村山内閣の対応について考えますと、七月、八月、もう夏休みになつて、九月、十月は調印に世界の状態がなつて、村山内閣に何が出来るでしょうか。国際社会で売り飛ばされてしまつたものを、どうにもならないので、どうするかということが出てきたのが六兆百億円なんです。日本の米の自給率は高くありません。昨年は凶作、ことは大豊作。百五十万トンの備蓄ができません、食糧が機能してなかつた、食糧庁が仕事をしなかつた。

こんな感じでは言つて居るのですが、そういうWTOに対する不認識、この新食糧法に對する不認識、そういう内閣の状態の中で、本来なら我々改革としても、国民の期待に十分こたえられないまま新食糧法を通すわけにはまいりませんので、継続審議を主張したいところでありまして、WTO協定締結との関連で、できれば一緒に処理すべき性質のものであるということから、まことに本意ながらこれに反対しないということでありまして、しかし、このまま不備の法律を放置してはならないというので、次期通常国会までに必ず、生産者からも消費者からもなるほどと思はれる内容の整備をするという約束を総理並びに農林大臣に希望するものであります。お答えをいただきたいと思います。

○村山内閣総理大臣 細川連立政権のときに受け入れをして以後、緊急農業農村対策本部も設置をされ、あるいはまた、その後与野党間で十分な話し合いもされ、同時に与党の内閣でも、三党でも

う十分な審議を尽くし、慎重の上にも慎重な判断をした結論として緊急対策、こういう農業対策大綱というものがつづつて、そして準備をしてきた経過でありますから、その点も十分踏まえた上で、最終的に御賛同いただけるというお話も承りまして心から感謝を申し上げておられますが、与野党一体となつて、これから日本の農業をどうするかということをお互いに真剣に考えていきたいというふうな考えをしております。

○大河原國務大臣 総理のお答えのとおりでございます。特にこれを預かる私といつたしましては、当委員会におけるさまざまな御論議、これを十分に体しまして、さらに運用等についても、今後関係方面それぞれに御意見をちょうだいしながら、誤りなきを期したい、さように思ひます。

○仲村委員 終わります。

○佐藤委員長 仲村君の質疑は終了いたしました。次に、松本善明君。

○松本(善)委員 総理の出席されない委員会での議論の結果を踏まえて、総理に質問をしたいと思ひます。

武村大蔵大臣は十一月二十一日、本委員会で山本委員の質問に答えて、「外国米を入れるということを確認するわけですから、これは国会決議に反して居るというの、これはもう事実でありますし、率直に認めなければなりません。」とはつきり答弁されました。これは議事録のそのままであり

村山総理も、国会決議に沿えない結果になつたとか、国会決議に合致して居るとは言えないという細川元総理の答弁を引用して答弁をされ、私が、国会決議違反ではないかという質問をしましたら、やむを得ないという決断をしたということ、反論はされませんが、事実上国会決議違反を認められました。

私は、今までの総理の答弁を繰り返していただこうと思つて居るわけはございません。端的にお聞きしたいのは、武村大蔵大臣の見解と総理の

見解は違ふのかどうか、その点について明確にお答えいただきたいと思ひます。

○村山内閣総理大臣 私、私の答弁と大蔵大臣の答弁とに違いがあるとは思ひません。

○松本(善)委員 それでは、国会決議に反しているということを確認されたというふうには思ひません。極めて重大なことでありませぬ。

二番目の質問は、アメリカのWTO協定実施法の百二条に、ウルグアイ・ラウンド諸協定のどの規定もアメリカ合衆国の法律に反するものは効力を持たないと明記してあることについて総理に質問をいたしましたけれども、この百二条は、それだけにとどまりませんで、通商法三〇一条が有効だということも明記をしております。

橋本通産大臣は、ジャカルタでカンター代表、ブラウン商務長官との会談で、この実施法案にあるスーパージョー三〇一条の問題について疑義があると云つて議論をし、そのときのアメリカ側の見解は、スーパージョー三〇一条などの存在自体がWTO協定に違反するものではない、そして、WTO協定以外の部分についてこれを行使することは妨げないというものであつたようです。そして、その見解とは完全に平行線であつた、こういう答弁がございました。私がお聞きしたのは、通産大臣は、スーパージョー三〇一条などの存在自体WTO協定に違反するとは言えないにしても問題があるという立場で議論をしたという御答弁でありました。

通商法三〇一条問題は日本の貿易業者が本当に苦しめられて居る問題ですから、その立場から議論をするのは全く当然であります。私は、通商法三〇一条が有効だという規定をWTO実施法に入れたということ自体に強く抗議すべきだと思ひます。

ところが、これからはよく聞いていただきたい、村山総理は本会議で、WTO協定実施法案、アメリカのすよ、これは米国のWTO協定上の義務を履行できるように必要な立法措置をすべて盛り込んだものと承知して居ます、こう答弁

された。覚えておられると思ひます。言うならば、アメリカの実施法に問題が全くないという立場を表明されたわけでありませぬ。この答弁は、橋本通産大臣がアメリカ代表と議論をした立場とも違ひませぬ。自由民主党の大臣以上にアメリカ寄り、アメリカの経済覇権主義に屈服した姿だと言わざるを得ませぬ。

私は、答弁を訂正する考えが総理にあるかどうか、それとも通産大臣の答弁は間違ひだということか、その点をはつきりとお答えいただきたいと思ひます。

○橋本国務大臣 私は、三〇一条とWTO協定における関係というものを、実施法案には三〇一条についての規定も含まれておりますけれども、三〇一条の存在自体がWTO協定に違反するものではない、米国のWTO協定の対象事項について、三〇一条などに基つて相手国の利益を侵害するような一方的措置をとる場合には違反である、こうした関係を踏まえて三〇一条がWTO協定の精神に反して問題だと述べております。総理と私は食い違つておるとは考えておりませぬ。

○松本(善)委員 総理、お答えいただきたい。今は、やはり問題があると。あなたの答弁は、問題がないと、アメリカの実施法に。そういうものが間違ったと思ひます。もし通産大臣の答弁が必要があると思ひます。はつきりお答えいただきたいと思ひます。

○村山内閣総理大臣 今通産大臣からも重ねて答弁がありましたけれども、私はこれまで答弁を申し上げましたように、アメリカがウルグアイ・ラウンド合意実施法案というものを今国会で提出をして、先般下院では議決をされて、これから上院で審議をされるようでありませぬけれども、その実施法案の中に必要な国内法の改正は含まれておる、ですから問題は別になんかというふうには申し上げました。

イ・ラウンドの関連法案とは直接的に私は関係がないと思ひます。仮にウルグアイ・ラウンドで対象になっているものについて三〇一条が発動された場合には、それは明らかにWTOの協定に反するものだと私は思つておりますし、同時に該当しないものについてまで影響を及ぼすかといへば、それはまた国内法の関係ですから関係はないのではないかと。私は思つております。

したがつて、こうしたWTOでいろいろな紛争処理の条項が設けられておるといふようなことも考えた場合に、必ずしもこの三〇一条が精神的に了解できるものかどうかといふことについては、通産大臣が答弁したとおりにも理解をし、受けとめております。

○松本(善)委員 総理の答弁は、やはりアメリカの立場の弁護というふうには私は受け取らざるを得ませぬ。それは日本の貿易業者が本当に苦しんで居る問題、これでいいんだというふうには私はとらざるを得ない。それは極めて遺憾であります。アメリカの国内法優先主義というの是非常に明確で、東京ラウンドの際の通商法、NAFTA実施法でも買かれておりましたし、今回でも同じです。国内法に違反するからということ条約を改正したということまであることは、ここで議論をいたしました。

クリントン大統領と共和党内務総務ドール氏との間での合意では、WTO紛争処理再検討委員会をつくるなど、アメリカの利益保護を強化する措置を新設することにしたということが報道されております。フランス政府は、ウルグアイ・ラウンド合意と一致しない内容を含む実施法を可決して批准するならば、アメリカに対して厳しく対処するという態度を公表し、欧州委員会の報道官は、一方的措置がより強まることを意味するので悪い信号と考えられるというふうには述べたということでありませぬ。アメリカの身勝手、経済覇権主義は極めて明白であります。

一方、本委員会の公聴会では、農協中央会の豊田会長が、協定の批准については言及しませんでしたけれども、農業合意にはあくまで反対の立場を表明をした。そして、これを變更する貿易ルールの確立をするということが不可欠だとその必要性を強調したのであります。経済覇権主義に対する屈辱への現場からの厳しい抗議と私は受けとめました。農業のみならず中小企業、特に皮革製品、靴、繊維などに重大な影響を受けます。日本の死活的利益を守るために、アメリカ政府の態度に抗議をし、そして農業問題を中心に再交渉するのは当然ではないかと思ひます。重ねて総理の答弁を求めます。

○河野国務大臣 議員十分いろいろと御承知の上の御質問と思ひますが、現在国会に提出をして御審議をいただいておりますWTO協定は、シングルアンダーテイクング、つまり一括処理で合意をするという前提で提案をして居るわけでございませぬ。この問題について、今少なくとも現在、各国がそれぞれ批准、承認のための努力をして居るウルグアイ・ラウンドの最終合意は、一括してすべてのものを処理をするという方式でお願いをして居るわけでございませぬ、今議員からお話のように、現状のまま日本が交渉のし直しをするというふうなことは、我々は考えておりませぬし、このやり方のまま再交渉ができるということにはなつておりませぬ。

○松本(善)委員 時間が来ましたので終わります。が、総理、今のは、一括処理というのはやはり主権侵害だと私も思つておりますし、それから、国会が批准を拒否するならば当然再交渉せざるを得ない。私は、やはり死活的利益を守るためには絶対に譲歩してはならぬというものだとおもうと思ひます。その点についてもし答弁があればお聞きして、私の質問を終わります。

○村山内閣総理大臣 今外務大臣から答弁されたとおりでありませぬ、全体のこの情勢から判断をして、再交渉する意思はないということだけは申し上げておきます。

○松本(善)委員 終わります。

○佐藤委員長 松本君の質疑は終了いたしました。

次に、遠藤利明君。
○遠藤利明君 これまで、十一月二日の委員会の設置以来、五十三時間、延べ八十二名の皆さんから、国際貿易の重要性あるいはその影響を受けます国内、とりわけ農村、農業の対策に万全を期せ、こんな議論を積み重ねてきてまいりました。総理からも、安心と自信を持って取り組める施策をと、そんな答弁も先ほどございました。

ただ、その中で私、大変不安を持っておりまして、予算の執行といえます現実的な進め方の中で、これまでの農業政策がどちらかというところ、今回のウルグアイ・ラウンドを受け、あるいは米の供給という観点から考えても、今までの農業政策を変えていく、生産者の創意工夫を、特に若い後継者の皆さんの創意工夫を生かして、もっと自由によらせる、もう自由に取組んでもらう、そんな形に農政を変えていく、そんな観点が大事なのではないかなと思っております。

実は昨日、私のところに地元の後継者が来まして、新しい事業をしようと思改良普及所に話を持っていった、普及所の皆さんも、ぜひいい、普及所の皆さんもやりたいと言いますが、しかし、今の補助金ではだめだと言われる、そういう話がよく出てまいります。

農家の後継者の皆さんは一生懸命やる、そして補助金やあるいはいろんな仕組みで国も考える。しかし、仕組みにあるいは団体の皆さん方の意識を変えていく、制度、仕組みを変えていく、そんなことがなければ、到底絵にかいたもちに終わってしまうのではないだろうか。農業後継者の自主性を重んじるやり方、それが逆に行政や団体の皆さんの都合で終わってしまう農政であってはならないのではないだろうか。その意味から、これからの補助金のあり方、あるいは各種機関、団体の改革といえますか、統合等含めてどのように進めて

いられるか、総理から御決意をお伺いしたいと思います。

○村山内閣総理大臣 私は、農業というものを国際的に考えた場合に、輸出を前提としてやられておる農業と国内の需給を主体としてやられてきた農業と大分大きな違いがあると思っております。

これまででは日本の農業というのは国内の需給を中心にしてつくられた農業であるというように思うのでありますけれども、しかし、これからはミニマムアクセスを受け入れたと同じように、国際的な競争の中にある面ではさらされる、こういう状況の変化があるわけでありまして、そういう状況の変化も十分前提にして、そうした国際競争にもある程度耐え得る体質を持った農業というものをどうつくっていくか、あるいはまた中山間地域といったような面もあるわけですから、日本の国土保全とか、あるいは日本の食糧自給体制をどう維持していくかとか、そういう観点からも農業全体を見直して、考え直していく必要があるというようになっております。ぜひ十分心にかけてかかる必要があるなという時間を認識をいたしております。

○遠藤(利)委員 時間がありませんので、最後にお伺いいたします。

今、総理からありましたように、国際的にも対応する農業を考えると、ということは、当然農家の皆さん方がやっぱり創意工夫をして、そしてその中で、もちろん農業の特殊性というのがあります。その中で、自分の努力で十分自信を持ってやっていると、国の施策が、幾ら補助金あるいは融資制度があっても枠の中で縛ってしまう、あるいは全国一律の枠の中で、その地域、地域の特性を考えない、こんな仕組みでは到底成り立たないのではないだろうか。ぜひそういう意味で、これまでの行政のあり方あるいは各種団体、機関等、これからの進め方について御検討いただきたい。これは御要望申し上げます。

そして最後に、この前、小島公述人からの御意見の中で、農業とそれ以外の人々の信頼関係が大

事だと。残念ながら、今その信頼関係がむしろ理解不足といえますか、場合によっては都市の皆さんから農業はもう必要ないのじゃないか、そんな対立の構図さえも一部出てきているのではないかなど。

そんな意味からも、これから国際的にウルグアイ・ラウンド、あるいは先ほど通産大臣から、このAPEECの中での環境あるいは経済、エネルギーと、いろんな議論がありました。むしろ、この日本という国が世界の中に環境あるいは食糧というものを訴えていく、それが、国際的に訴えれば訴えるほど、逆に国内的にも大事なんだ、そういう認識を結果的に引き起こすことではないかなど。

そんな意味で、どうか、内に農業が大変だ、農業が大変だという議論だけではなくて、世界に向かってそういう必要性をぜひこれからも強調していきたい。そんなことを、最後に総理の御所見をいただき、決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思っております。

○村山内閣総理大臣 これは私もたびたび申し上げておりますように、農業問題、食糧問題というのは、単に生産農民だけの問題ではなくて国民全体の問題だということを受けとめ方をいたしております。都市と農村とが十分理解し合うということも大事なことであります。同時に、国際的には人口、食糧、環境問題といったようなものも極めて大事です。そういう視野に立って、今委員が御心配になつておられるような課題についても積極的に取り組んでいくことが必要であるということだけは申し上げておきたいと思っております。

○遠藤(利)委員 終わります。ありがとうございます。

○佐藤委員長 これにて各案件に対する質疑は終了いたしました。

○佐藤委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○佐藤委員長 これより各案件を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。藤田スミ君。

○藤田委員 私は、日本共産党を代表し、マラケシュ協定外五法案に反対、特許法及び著作権法改正案に賛成の立場で討論を行います。

まず指摘をしなければならぬことは、米輸入自由化反対は、三度にわたる国会で決議された国民の総意であり、すべての政党が公約したことでもあります。村山総理が明確に認めたように、農業協定の承認が国会決議に反することは明白であります。協定の承認、批准の強行は、民主主義の根本原則を踏みにじり、国民への許しがたい背信行為であります。

政府は、農産物などの関税引き下げやサービス貿易で各国が提出した約束表の対照表を国会に提出せず、コーデックス食品規格の和文はないと聞き直るばかりか、この食品規格の内容を厚生大臣も読んでいないという無責任きままりないものであります。協定の全容を知らせまいまま、国民の将来を拘束する協定の承認を断じて認められませぬ。

この協定は、著しい主権制限を無差別にすべての国に押しつけるばかりか、知的所有権、サービス貿易など新しい分野に適用範囲を拡大して、多国籍企業、大企業の利益を図る一方、発展途上国をいつまでも不利な状態に置き続けるものであります。これは、公平、公正、平等互恵の原則に真つ向から反するものであります。

さらに、一括受諾方式で、ガットの主権尊重の原則をも踏みにじる異例の協定であり、条約の選択権、拒否権さえ否定するものであります。

アメリカのウルグアイ・ラウンド実施国内法は、スパー三〇一条の強化を規定すると同時に、WTO協定より合衆国法が優先することが明記されているのであります。さらに、WTO紛争処理再検討委員会を新設し、紛争処理による米国の主権侵害の監視、WTOから脱退の勧告ができ

るようにするなど、アメリカの経済覇権主義をあらさまにしています。本協定は、アメリカなどの大国の力づくの横暴に対する有効な歯止め措置を盛り込まず、これを容認する仕組みになっており、とても認めることはできません。

食品の安全基準を国際基準に調和化させることを原則とするSPS協定は、国民の健康さえも多国籍企業の利益に従属させるものであります。また、大幅な関税引き下げは、円高や長期の不況に苦しむ繊維や皮革、革靴など中小業者にはかり知れない打撃を与えるものであります。

世界的な食糧不足が警告されているもので、米を含む農産物の例外なき関税化、完全自由化は日本農業に壊滅的打撃を与えるとともに、食糧自給率を大きく引き下げ、国の存立にかかわるものであります。輸入自由化に対する国内対策は何らの力も持ち得ないことは、既に牛肉・オレンジの例で明らかであります。

主要食糧法案については、何よりも米及び麦の輸入自由化実施法であること、また、政府の米供給責任を放棄し、他方で減反政策を継続し、その執行責任を農民、農協に転嫁するなど、とても認めることはできません。

最後に、日本共産党は、マラケシュ協定の批准を拒否し、公正、公平、平等互恵の原則に立った国際貿易秩序確立の立場から、WTO協定の修正を求めて再交渉を行うことを強く要求して、討論を終わります。(拍手)

○佐藤委員長 これにて討論は終局いたしました。
○佐藤委員長 これより順次採決に入ります。最初に、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件について採決いたします。

○佐藤委員長 (賛成者起立) 起立多数。よって、本件は承認す

べきものと決しました。
次に、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○佐藤委員長 (賛成者起立) 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○佐藤委員長 (賛成者起立) 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○佐藤委員長 (賛成者起立) 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、農産物価格安定法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○佐藤委員長 (賛成者起立) 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特許法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○佐藤委員長 (賛成者起立) 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○佐藤委員長 (賛成者起立) 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案について採決いたします。

○佐藤委員長 (賛成者起立) 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○佐藤委員長 この際、ただいま議決した主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案に対し、中川昭一君外四名より、自由民主党、改革、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び民主新党クラブの共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

提出者より趣旨の説明を求めます。辻一彦君。○辻委員 私は、自由民主党、改革、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び民主新党クラブを代表して、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案に対する附帯決議(案)

主要な食糧である米穀及び麦は、国民の主食としての役割を果たすとともに、我が国農業における重要な農産物としての地位を占めるほか、国土の保全に資するなど多面的な役割を果たしている。このため、これら主要食糧の生産基盤を強化し、需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定を期することは、国の重大な責務である。

よって政府は、本法の施行に当たっては左記事項の実現に努め、本制度の円滑な運営に遺憾なきを期すべきである。

一 米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画を定めるに当たっては、国民生活の安定を期するとともに、生産者の意向を十分踏まえ、農業経営の中・長期的安定に配慮すること。

二 生産調整の円滑な推進が本制度の運営に不可欠であることにかんがみ、生産調整目標面積については、米穀の生産力、流通・在庫量、消費量等を的確に把握し、かつ、営農の安定にも配慮し、全体需給の調整が図られるよう適切に決定するとともに、生産調整の実施に当たっては、生産者の自主的な判断を尊重しつつ、行政と農業団体等が一体となり推進すること。

また、生産調整の実効を確保する等の観点から、生産調整助成金についてはその水準を適正に設定するとともに、米穀の政府買入価格については、需給動向等を反映させつつ、再生産が確保されるよう決定すること。

三 ミニマム・アクセスによる輸入米については、国産米の需給及び価格の安定が確保されるよう、新たに加工用、海外援助用などへの活用を真剣に検討するとともに、その渡渡価格については国産米との品質格差等を適正に勘案して設定すること。

また、平成五年産米の著しい不作に対処するために緊急輸入した米穀についても、適切に処理すること。

四 米穀の備蓄制度の意義にかんがみ、政府が第一義的責任をもってその運営を行うとともに、備蓄数量については、百五十万トンの確保を基本としつつも、需給及び価格の安定を図る見地から弾力的に運用すること。また、備蓄に伴うコスト負担につき国民の理解が得られるよう努めること。

五 農林水産大臣が生産者ごとに計画出荷基準数量を決定するに当たっては、生産者の意向を十分反映させるとともに、出荷契約については状況変動等による事情の変化を反映し得る仕組みとすること。

また、計画流通制度の円滑な運営に資するため、計画出荷米が安定的に供給されるよう米穀の生産者等に対し適切な助成措置を講ずること。

さらに、計画出荷米以外の米穀の売渡しに係る生産者の届出については、極力その手続きを簡素化すること。

六 流通規制の緩和に当たっては、産地間の過当な競争、流通の混乱、不当な価格操作等不測の事態が生ずることのないよう十分に配慮するとともに、小売業者等販売業者の業種転換や体質強化等が円滑に図られるよう、その対策に万全を期すること。

また、万一の緊急事態に備えるため、配給等を実施し得る体制の整備に配慮すること。

七 米穀の品質・安全性等に対する国民の関心の高まりに対応するため、国営検査がこれまで果たしてきた役割に配慮し、必要な施設、効率的体制の整備を促進するとともに、農産物検査制度の在り方について検討すること。

また、年産・産地品種銘柄などの表示については、消費者の商品選択のよりどころとなるとともに、米穀の適正かつ円滑な流通を確保する上で不可欠であることから、一層の整備を図ること。

八 豊作等により米価が著しく低落する場合等には、備蓄の運用と国の支援の下に自主流通法人が行う調整保管を適切に関連付けて実施する等により、その対策に万全を期すること。

また、自主流通米の取引の指標となる価格が適正に形成されるよう自主流通米価格形成センターの公正な運営に努めること。

九 我が国における麦作の重要性にかんがみ、国内農業における麦作の位置付けを明確化し、品質の改善と生産振興対策を充実すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐藤委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大河原農林水産大臣。

○大河原国務大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後極力努力をいたしてまいります。

○佐藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決されました各案件に関する委員会報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○佐藤委員長 この際、一言ごあいさつ申し上げます。

去る十一月二日の本委員会設置以来、終始真剣な論議を重ねていただき、本日ここに審議を終了することになりました。

これはひとえに理事並びに委員各位の御理解と御協力のたまものと存じます。心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会

平成六年十二月七日印刷

平成六年十二月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K